

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	須坂市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.suzaka.nagano.jp/gyousei/mynumber_setsume/">http://www.city.suzaka.nagano.jp/gyousei/mynumber_setsume/</a>

執行機関名 須坂市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	須坂市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第2号)による福祉医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親等)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		須坂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 須坂市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第2号)による福祉医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第二百二十九号)第1条	須坂市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第2号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、乳幼児等、障害者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、早期適切な受療と医療費の負担軽減を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		須坂市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第2号) 須坂市福祉医療費給付金条例施行規則(平成15年規則第10号)